

所定疾患施設医療費 算定条件

- ①対象の入所者は次のいずれかに該当する者であること。

・肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎の入所者に対して診断した入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等（肺炎、または尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る）を行う。

※緊急時施設治療管理料を算定した日は算定しない。

- ②診断・診断日・投薬・検査・注射、処置の内容等を診療録に記載する。

- ③請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

- ④当該加算の算定開始時は、治療内容等を記載すること。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、毎年度の該当加算の算定情報を報告すること。

緊急時治療管理 算定条件

入所者の症状が重篤になり、救命救急医療は必要となる入所者に対し、

応急的な治療管理として、投薬、注射、検査、処置等を行ったときに算定する。

※1回に連続する3日を限度とし、月に1回に限り算定する。

[illegible]